

5 人材開発推進体制

(1) 人材開発推進委員会による推進

県では、「埼玉県人材開発推進委員会」を設置し、人材開発に関する基本方針等を審議するとともに、このビジョンに基づく人材開発施策の総合調整・進行管理を行っています。

引き続き、「埼玉県人材開発推進委員会」と人事管理・研修部門、各部局とが一体となって、人材開発を全庁的に推進します。

(2) 「彩の国さいたま人づくり広域連合」の活用と連携

本県では、県と全市町村が参画し、「彩の国さいたま人づくり広域連合」を設置して県内自治体職員の人材開発を推進しています。

「彩の国さいたま人づくり広域連合」が実施する研修や政策研究などの機会を積極的に活用するとともに、より連携を密にして人材開発を推進します。

(3) 取組を改善していくマネジメントサイクルの確立

本ビジョン第2部に掲げた取組については、計画期間中に全て取り組むことを目指します。また、「埼玉県人材開発推進委員会」において毎年度の取組の評価検証を行います。その結果を次のステップへ反映させることとし、取組を改善していくマネジメントサイクルの確立を図ります。